委員会等のネット中継について (再考)

議会の透明性確保の観点から委員会の公開としては傍聴があり、傍聴以外の方法としてインターネット中継による方法もある。開かれた議会としてより広く透明性を確保する観点から、委員会の中継配信を制度化することとし、必要となる例規等の改正について検討する。

令和3年7月14日開催の議会運営委員会において、委員会のネット中継の実施に向けて「斜 里町議会議会中継実施要綱」を一部改正することとして要綱案を示していた。その際、委員会 のネット中継に関しては広報常任委員会が所管しているということもあり、内容について確認 してもらうこととしていた。

その後、広報常任委員会において内容精査のうえ、確認がされた結果、概ね要綱の内容については了とされたが、中継に際して「全ての委員会まで対象とするのか」「対象とする委員会を絞ったほうがよい」などの意見もあったため、それらを踏まえてあらためて議会運営委員会において、検討することとして、制度化を図っていくこととする。

◆令和3年7月14日の議会運営委員会での確認事項

【懸念される点】

- ・不特定多数の方に委員会の内容を見せることが適当か
- ・委員会中、場合によっては休憩、会議中との区分けできない場合などある
- ・委員会においては、議会内部の協議、検討事項などの委員会もある。
- ・当町議会は本会議中心での審議であり、委員会中心ではないため、委員会での本質的な論議が交わされているものでない。
 - ◆上記の懸念される事項を踏まえて改正内容を検討する。
 - ◆合わせて、要綱制定時から一部内容にも変化があることから、あわせて変更点について改正する。

【改正内容】

- ・配信する映像は本会議と同様にライブ中継と録画中継を基本として要綱には規定する。 ただし、委員会の場合は、休憩の頻度やトラブル時の対応等が懸念されることもあるため録画 中継とする。
- ・配信する委員会は行政の説明に対しての質疑応答等による内容のものに留め、本会議前に開催される議案等の審査に係る常任委員会及び議会運営委員会とする。また、特別委員会が設置された際には、委員長は必要と判断した場合、委員会に諮り配信について決定することとする。

※委員会のネット中継に際しては、試行期間を設けたほうがよいとの意見もあるため、一定期間を議会モニターのみの配信とする期間を設ける。

【状況変化により改正する内容】 第5条関係

- ・中継を配信する期間の表記について、本会議閉会後となっているものを終了後に改める。
- ・録画中継の配信する期間を会議が終了した日からおおむね3か月となっているものを4年間とする。

以上の点を踏まえ、次のとおり改正する。

- ⇒第4条第1項 「本会議」の後に「及び第2項、第3項に規定する委員会とする。」を加える。
- ⇒第4条に第2項を追加し、「中継を配信する委員会は、議案等の審査のため、定例会議の前に開催される総務文教・産業厚生の両常任委員会及び議会運営委員会とする。」を加え、第2項の次に第3項を追加し、「特別委員会が設置されたとき、委員長は必要と判断した場合、委員会に諮り中継を配信できるものとする。」を加える。
- ⇒第5条第1項中、「掲載し」の後を「会議終了後、本会議においては1週間、委員会においては5日以内に」に改める。
- ⇒第5条第2項中「3か月」を「4年間」に改め、第4項の次に第5項とし、「中継は本会議においては議長、委員会においては委員長が副委員長の意見を聞き、中継の配信をしないことができるものとする。」を加える。